

明治大学校友会横須賀地域支部会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、明治大学校友会横須賀地域支部と称する。

(地位)

第2条 本会は、明治大学校友会会則第3条の規定に基づき設立された神奈川県東部支部（以下「上位支部」という。）に所属する地域支部である。

(目的)

第3条 本会は、明治大学校友会本部（以下「本部」という。）の実施する事業並びに上位支部活動に積極的に参加すると共に、会員相互の親睦・交流を図り、併せて地域社会に貢献することを目的とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、地域支部長の居住地若しくは地域支部長が指定する所に置く。

2 本会の事務所には、本会の会則、会員名簿、役員名簿、議事録等を備える。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 上位支部との連携による大学賛助のために必要な事業
- (2) 本会振興のために必要な事業
- (3) 地域社会に対するPRと貢献
- (4) 会員名簿、会報等の発行
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(構成員)

第6条 本会は、次の各号に規定する会員により構成する。

- (1) 本会会則第5条の規定に定める会員資格を有する者（以下「校友」という。）で、神奈川県内の「本会所管行政区域」（以下「所管区域」という。）に居住する者。
 - (2) 本会会則第6条第1項但し書きの規定に基づき、所管区域に所在する勤務地に所属を変更した者。
 - (3) 明治大学横須賀会に在籍していた者。
- 2 前項各号に規定する会員以外の校友で、所管区域に勤務先又は事業所等がある者を本会の特別会員とすることができる。
 - 3 本会会則第7条の規定に基づく所管区域出身の在学学生を、本会の準会員として本会の活動に参加させることができる。
 - 4 本条第1項・第2項に規定する会員及び特別会員の内、本会の年会費を納入し本会運営の推進にあたる者を評議員とする。

(所管区域)

第7条 前条第1項・2項に規定する本会の所管区域は神奈川県次の行政区とする。
横須賀市

第3章 役員等

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 地域支部長 | 1名 |
| (2) 地域副支部長 | 若干名 |
| (3) 地域支部幹事長 | 1名 |
| (4) 地域支部幹事 | 若干名 |
| (5) 地域支部会計幹事 | 若干名 |
| (6) 地域支部監査委員 | 2名 |

(選任)

第9条 地域支部長、地域副支部長及び地域支部監査委員は会員総会（以下「総会」という。）において、第6条第4項に規定する評議員の中から選任する。

- 2 地域支部幹事長は、地域支部長が指名し、総会の承認を得るものとする。
- 3 地域支部幹事及び地域支部会計幹事は、地域支部長が指名し、総会に報告するものとする。

(任期)

第10条 地域支部長、地域副支部長及び地域支部監査委員の任期は、就任後4回目に開催する定時総会終結のときまでとする。

- 2 地域支部幹事長及び地域支部幹事の任期は地域支部長の任期に準じる。但し、地域支部長が欠け、後任の地域支部長が選任された場合、地域支部幹事長及び地域支部幹事は、後任の地域支部長が指名した地域支部幹事長及び地域支部幹事が就任した時に退任する。
- 3 補充により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(名誉地域支部長・顧問・相談役)

第11条 本会に名誉地域支部長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉地域支部長、顧問及び相談役は、本会に特別の功労のあった者の中から、地域支部長が総会の同意を得て委嘱する。
- 3 前項により委嘱された者の任期は地域支部長の在任期間とする。

(役員職務)

第12条 地域支部長は本会の会務を総理し、本会を代表する。

- 2 地域副支部長は、地域支部長を補佐し、地域支部長の指示に従い本会の運営にあたる。
- 3 地域支部幹事長は、地域支部長の指示に従い本会の運営にあたる。
- 4 地域支部幹事は、地域支部長の指示により本会の職務を分担する。
- 5 地域支部会計幹事は、地域支部長の指示に従い本会の会計及び物品の出納を行う。
- 6 地域支部監査委員は、上位支部会則第15条の規定を準用する。

(代議員)

第13条 第8条に定める役員及び第11条に定める名誉地域支部長・顧問・相談役は、上位支部代議員として、神奈川県東部支部総会に出席することができる。

第4章 会 議

(総 会)

第14条 本会は、毎年1回定時総会を開催する。但し、必要ある場合は、随時これを開催する。

2 総会は、第6条第4項に定める評議員で構成することとし、総会における決議は、1名につき議決権を1個有するものとする。

3 地域支部長は、総会開催日より2週間前に、付議事項を記載した文書（電子メールを含む）により、評議員に対して通知するものとする。

4 総会は、地域支部長が召集し、議長となる。

5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合、上位支部会則第16条第6項の規定を準用し定足数を設けない。

(役員会)

第15条 上位支部会則第17条の規定を本会の役員会に準用する。

2 第6条第4項に規定する評議員及び第11条に規定する名誉支部長、顧問及び相談役も役員会に出席して意見を述べるすることができる。

(委員会)

第16条 上位支部会則第18条の規定を本会の委員会に準用する。

第5章 事業年度・会計等

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(年会費)

第18条 会員及び特別会員の内、評議員となる者は本会の年会費3,000円を毎年4月1日より8月末日までに納入するものとする。

(経費の支弁)

第19条 本会の経費は、年会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(事業計画・報告及び予決算)

第20条 本部会則第35条第2項乃至第4項の規定を本会に準用する。この場合「会長」を「上位支部の支部長」に読み替える。

第6章 その他

(賞 罰)

第21条 上位支部会則第24条の規定を本会に準用する。

(変更の届出)

第22条 会員は、氏名、住所、職業及び勤務先を変更したときは、遅滞なく本会に届け出るものとする。

(会則の改正)

第23条 この会則の改正は、総会においゝ出席者の3分の2以上の同意により決し、更に、上位支部総会の議を経た上で、会長の承認を得なければならない。

(規定の優先)

第24条 この会則に定める規定が、本部会則又は上位支部会則の規定に抵触する場合は、本部会則及び上位支部会則がこの会則に優先する。

(規定の解釈)

第25条 この会則に定めのない事項については、総会の議を経て決定する。

(解 散)

第26条 本部会則第45条の規定を本会の解散に準用する。

(委 任)

第27条 この会則に定めるもの以外の詳細な事項については、役員会の決議をもって定めることができるものとする。

附 則

- 1 この会則は、2003年2月23日開催の臨時代議員総会において改正された本部会則、及び2003年6月14日開催の神奈川県東部支部設立総会において制定された神奈川県東部支部会則を受けて制定しました。
- 2 この会則は、2003年4月1日より施行する。
- 3 この改正会則は、2011年4月1日より施行する。
- 4 この改正会則は、2019年4月1日より施行する。